

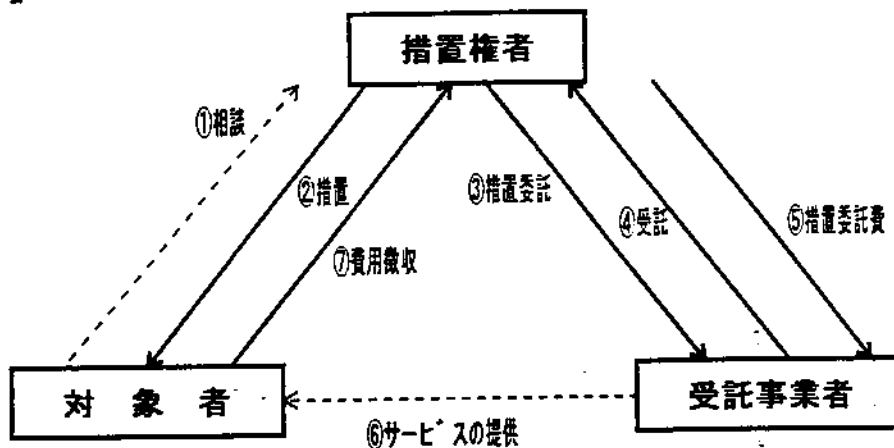
社会福祉制度の仕組みと対象事業

目 次

1. 措置制度	6	頁
2. 利用制度		
2-1 行政との契約方式	7	
2-2 支援費支給方式	8	
2-3 事業費補助方式	9	
3. 利用制度（介護保険）	10	

1. 措置制度

【仕組み】



【対象事業】

- ◎ 児童福祉法関係
 - 障害児の関係施設
 - ・ 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設
 - 障害児以外の関係施設
 - ・ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ◎ 母子及び寡婦福祉法関係
 - ・ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業
- ◎ 老人福祉法関係
 - ・ 養護老人ホーム
- ◎ 生活保護法関係
 - ・ 保護施設

※ 利用制度化される事業

[平成12年4月から、介護保険方式に移行する施設・事業]

- 特別養護老人ホーム
- 老人居宅生活支援事業

[平成13年4月から、行政との契約方式に移行する施設]

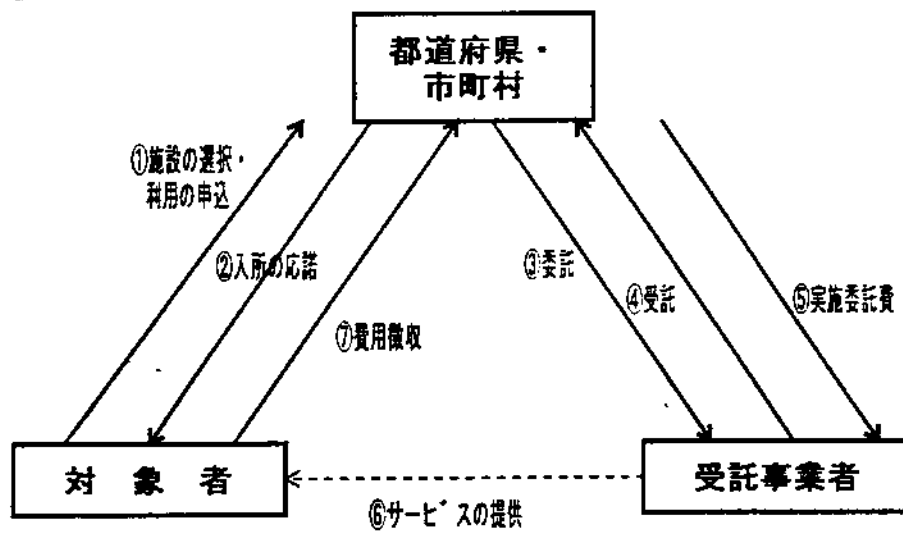
- 母子生活支援施設、助産施設

[平成15年4月から、支援費支給方式に移行する施設・事業]

- 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設
- 身体障害者居宅生活支援事業
- 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮
- 知的障害者居宅生活支援事業
- 児童居宅生活支援事業

2. 利用制度－1 <行政との契約方式>

【仕組み】



【対象事業】

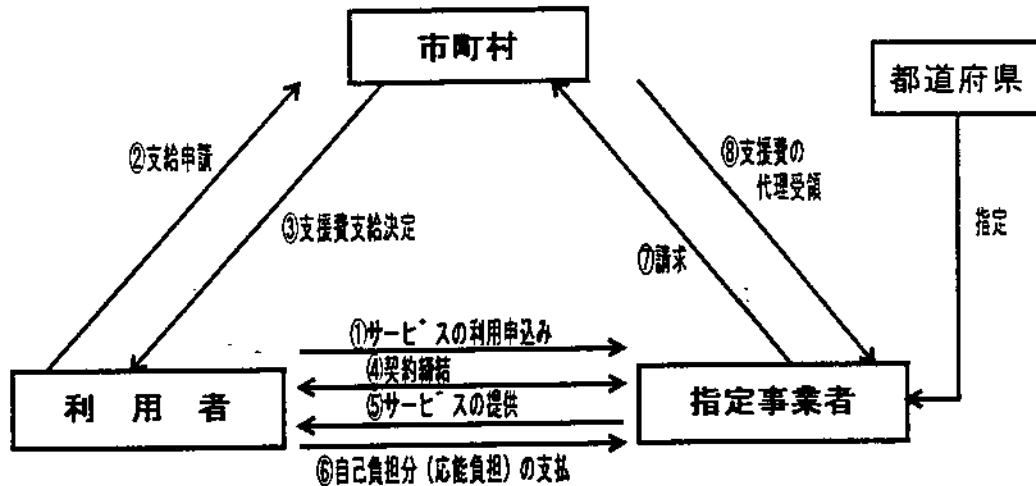
◎ 児童福祉法関係

○ 児童福祉施設のうち以下の施設

- ・ 保育所 [平成10年4月～]
- ・ 母子生活支援施設、助産施設 [平成13年4月～]

2. 利用制度－2 <支援費支給方式>

【仕組み】



【対象事業】[平成15年4月～]

◎ 身体障害者福祉法関係

○ 施設

- ・ 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設

○ 在宅

- ・ 身体障害者居宅生活支援事業
身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業

◎ 知的障害者福祉法関係

○ 施設

- ・ 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者デイサービスセンター

○ 在宅

- ・ 知的障害者居宅生活支援事業
知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

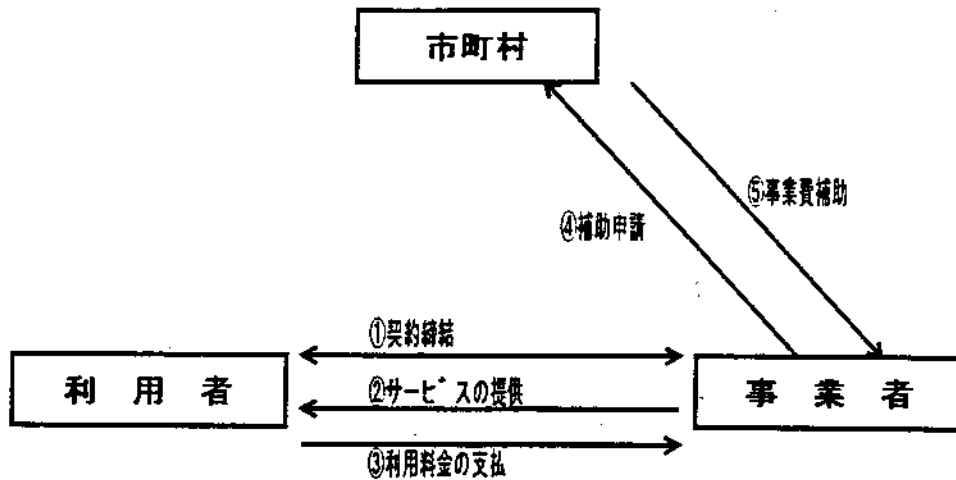
※ 知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業は、平成12年4月から法定化され、平成15年3月までは措置制度、それ以降は支援費支給方式に移行

◎ 児童福祉法（障害児の部分）関係

- ・ 児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業

2. 利用制度－3 <事業費補助方式>

【仕組み】

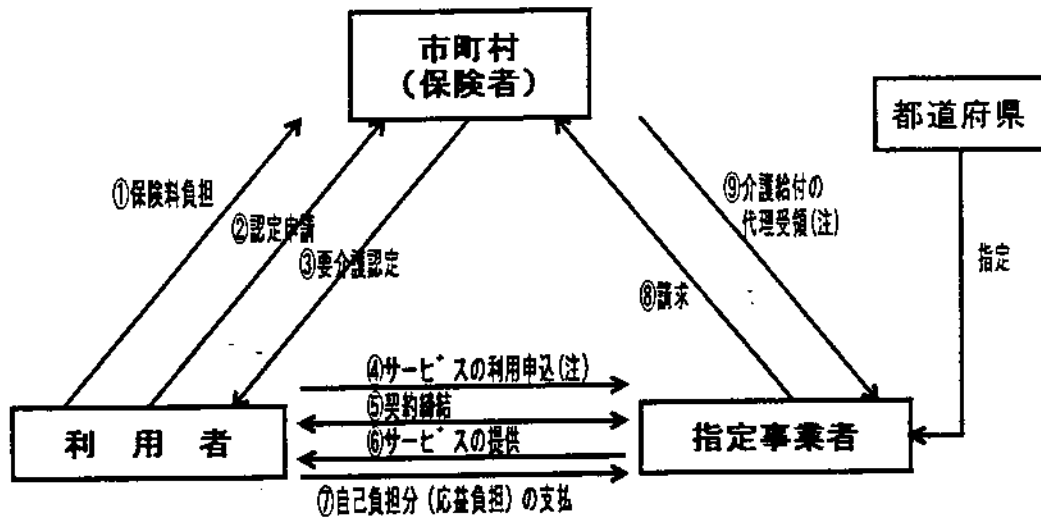


【対象事業】

- ◎ 身体障害者福祉法関係
 - ・ 身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設
- ◎ 知的障害者福祉法関係
 - ・ 知的障害者福祉ホーム
- ◎ 精神保健福祉法関係（この場合、上図において「市町村」とあるのは「都道府県」となる）
 - 施設
 - ・ 精神障害者社会復帰施設
 - 在宅
 - ・ 精神障害者居宅生活支援事業
 - ※ 精神障害者地域生活援助事業を除き、平成14年4月から法定化
- ◎ 児童福祉法関係
 - 施設
 - ・ 児童厚生施設
 - 在宅
 - ・ 放課後児童健全育成事業
- ◎ 母子及び寡婦福祉法関係
 - ・ 母子福祉施設（母子福祉センター、母子休養ホーム）
- ◎ 老人福祉法関係
 - 施設
 - ・ 軽費老人ホーム
 - 在宅
 - ・ 老人福祉センター

3. 利用制度（介護保険）

【仕組み】



【対象となる社会福祉事業】〔平成12年4月～〕

◎ 老人福祉法関係

○ 施設

- ・ 特別養護老人ホーム

○ 在宅

- ・ 老人居宅生活支援事業

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、痴呆対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）

※ 痴呆対応型老人共同生活援助事業は、平成12年4月から法定化。

（注）在宅サービスの利用に当たっては、指定居宅サービス事業者（ケアプラン作成事業者）を選び、助言を受けて、他の介護保険給付の対象となるサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成してからサービス提供を受けるのが通常である。

このような介護サービス計画に基づきサービスを受けた場合及び自分で介護サービス計画を作成し市町村に届出られた介護サービスを受けた場合に、代理受領による現物給付となる。このような手続きを経ていない場合は、償還払いの扱いとなる。

措置に残るもの

- ◎ 児童福祉法関係
 - 障害児の関係施設
 - ・ 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設
 - 障害児以外の関係施設
 - ・ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ◎ 母子及び寡婦福祉法関係
 - ・ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業
- ◎ 老人福祉法関係
 - ・ 養護老人ホーム
- ◎ 生活保護法関係
 - ・ 保護施設

平成15年4月から利用制度化されるもの

- ◎ 身体障害者福祉法関係
 - 施設
 - ・ 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設
 - 在宅
 - ・ 身体障害者居宅生活支援事業
身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デｲｰﾋﾞｽ事業、身体障害者短期入所事業
- ◎ 知的障害者福祉法関係
 - 施設
 - ・ 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮、知的障害者デｲｰﾋﾞｽセンター
 - 在宅
 - ・ 知的障害者居宅生活支援事業
知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デｲｰﾋﾞｽ事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業（ｸﾙｰﾌﾞホーム）
- ◎ 児童福祉法（障害児の部分）関係
 - ・ 児童居宅介護等事業、児童デｲｰﾋﾞｽ事業、児童短期入所事業

(参考)

行政との契約方式（保育所等）

- ◎ 児童福祉法関係
 - 児童福祉施設のうち以下の施設
 - ・ 保育所【平成10年4月～】
 - ・ 母子生活支援施設、助産施設【平成13年4月～】